6　海域モニタリング専門官は、命を受けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第五十七号）の規定による適合区域の確認に関する事務のうち海域に関するもの（以下この項において「海域モニタリング」という。）の実施及び海域モニタリングの実施に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（国際専門官及び国際交渉官）

第二十八条　国際地域課に、国際専門官四十二人及び国際交渉官六人を置く。

2　国際専門官は、命を受けて、国際地域課の所掌事務に関し輸出・国際局長が指定する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事項についての交渉に関する企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

一　二国間の経済上の連携に関する事項（農林水産省の所掌に係るものに限る。）

二　農林水産省の所掌事務に係る国際協力に関する事項（次条第三項第一号に掲げるものを除く。）

三　農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出先国の政府機関が定める輸入条件に関する当該輸出先国の政府機関との協議に関する事項

以下この条において同じ。）との交渉に関する事務をつかさどる。

5　国際交渉室に、室長を置く。

6　輸出先国規制対策専門官は、命を受けて、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する事務のうち輸出先国における輸入の規制に対する対策に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

7　交渉官は、命を受けて、国際交渉室の所掌事務に関する特定事項についての外国との交渉に関する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

8　海域モニタリング専門官は、命を受けて、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の規定による適合区域の確認に関する事務のうち海域に関するもの（以下この項において「海域モニタリング」という。）の実施及び海域モニタリングの実施に関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（食文化室並びに海外展開専門官、輸出戦略調査官及び食文化専門官）

第二十六条　海外市場開拓・食文化課に、食文化室並びに海外展開専門官、輸出戦略調査官及び食文化専門官それぞれ一人を置く。

2　食文化室は、食文化の振興に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務をつかさどる。

3　食文化室に、室長を置く。

4　海外展開専門官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の海外事業活動に関する専門の事項（海外における輸入の規制に対する対策に関するものを除く。）についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　輸出戦略調査官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての輸出の促進に関する重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

（国際専門官、国際交渉官、上席国際交渉官、国際農業機関調整官及び関税調整官）

第二十九条　国際経済課に、国際専門官二十二人、国際交渉官五人、上席国際交渉官二人、国際農業機関調整官一人及び関税調整官一人を置く。

2　国際専門官は、命を受けて、国際経済課の所掌事務に関し輸出・国際局長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事項（農林水産省の所掌に係るものに限る。）についての交渉に関する企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

一　多数国間の国際機関及び国際会議に関する事項

二　農林水産省の所掌事務に係る物資についての国際協定に関する事項

4　上席国際交渉官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務の一部を総括する。

5　国際農業機関調整官は、多数国間の国際機関及び国際会議に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

6　関税調整官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第三十条　（略）

2　種苗室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（農産局の所掌に属するものを除く。）。

6　食文化専門官は、食文化の振興に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（ファンド室並びに六次産業化専門官及び新事業創出専門官）

第二十七条　産業連携課に、ファンド室並びに六次産業化専門官及び新事業創出専門官それぞれ二人を置く。

2　ファンド室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の施行に関すること。

二　農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十七条から第三十条までの規定により株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う業務に関すること。

三　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第九条から第十二条までの規定により株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う業務に関すること。

3　ファンド室に、室長を置く。

4　六次産業化専門官は、命を受けて、産業連携課の所掌事務に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

5　新事業創出専門官は、命を受けて、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業における新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

（種苗室並びに知的財産専門官、地理的表示審査官、審査官、総括審査官、審判官、首席審判官及び国際専門官）

第二十八条　（略）

2　種苗室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　（略）

二　種苗の生産、流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること（生産局の所掌に属するものを除く。）。